

## 霧ヶ峰自然保護センター連絡会議会則（案）

（名称）

第1条 この会議は「霧ヶ峰自然保護センター連絡会議」という（以下「連絡会議」という。）。

（目的）

第2条 多様な関係者が連携し、「霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針」に基づく取り組みを推進することで、霧ヶ峰地域全体の保全とエコツーリズムの振興に資することを目的とする。

（会議事項）

第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するために次の事項について協議する。

- （1）霧ヶ峰地域のエコツーリズムの普及・拡大に関する事項
- （2）霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針に関する事項
- （3）その他連絡会議の目的達成のために必要な事項

（構成員）

第4条 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（役員）

第5条 連絡会議に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名

（役員を選任）

第6条 会長は、構成員の互選とし、副会長は会長が指名する。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- （1）会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその仕事を代理する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で交代した場合は、後任者を役員とし、その任期は前任者の残任期間とする。

（連絡会議）

第9条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 連絡会議の議事は、構成員の過半数で決する。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第10条 連絡会議の事務は、長野県諏訪地域振興局環境課及び環境部自然保護課が行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、その都度協議をして定める。

附 則

この規約は、令和元年 月 日から施行する。

(別表)

## 霧ヶ峰自然保護センター連絡会議構成員

団 体	所 属	職 名
環境省	信越自然環境事務所国立公園課	課長
林野庁	中部森林管理局南信森林管理署	総括森林整備官
諏訪市	市民部生活環境課	課長
	経済部観光課	課長
茅野市	市民環境部環境課	課長
	産業経済部観光まちづくり推進課	課長
下諏訪町	産業振興課	課長
下桑原牧野農業協同組合		代表理事組合長
諏訪観光協会		事務局長
ちの観光まちづくり推進機構		事務局長
下諏訪観光協会		事務局長
車山高原観光協会		協会長
KiNOA 合同会社		霧ヶ峰インタープレーション事業部長
霧ヶ峰パークボランティア		運営委員
霧ヶ峰ビジターセンター連絡会		代表
長野県	諏訪地域振興局商工観光課	課長
	諏訪地域振興局環境課	課長
	環境保全研究所自然環境部	部長
	環境部自然保護課	課長